

掛川市電子契約FAQ

No.	分類	質問	回答
1	対象	電子契約対象案件であるかどうかは、どのように判断しますか？	電子契約対象案件は、予定価格が1,000万円以上の建設工事及び電子入札による工事関連業務委託です。 電子契約対象案件である場合、入札公告に電子契約対象である旨を記載しています。判断しかねる場合は、行政課契約検査係までお問い合わせください。
2	対象	電子契約対象案件である場合は、必ず電子契約を利用しなければならないですか？	電子契約対象案件であっても、従来どおり紙の契約書での取り交わしも可能です。
3	対象	変更契約は電子契約の対象としますか？	現在、変更契約は電子契約の対象外です。原契約を電子契約とした場合も、変更契約は紙契約書での取り交わしとします。 今後導入を検討しておりますが、詳細は改めてお知らせします。
4	電子契約利用申請書	「電子契約利用申請書」は、契約案件ごとに提出が必要なのでしょうか？それとも、使用するメールアドレスが同じであれば毎年度1回の提出で良いのでしょうか？	「電子契約利用申請書」は、使用するメールアドレスが同じであっても、案件ごとに提出が必要です。電子契約を希望する場合は、当該案件の落札等決定通知日（木曜日）の16時までに行政課契約検査係へご提出ください。
5	電子契約利用申請書	電子契約システムで利用できないメールアドレスはありますか？	セキュリティの関係でフリーメールアドレスでのご利用はできません。
6	添付書類の取扱い	契約保証は、どのような取扱いになるのでしょうか？	契約締結日前日の午前中までに電子保証を利用する場合は、認証キーをメールにて行政課契約検査係まで提出してください。 それ以外のものについては、従来通りの紙ベースによる提出をお願いします。
7	添付書類の取扱い	これまで契約書の裏に貼付していた建退協掛金収納書は、どのように提出すれば良いのでしょうか？	契約締結後1か月以内に「建設業退職金共済事業証紙購入状況報告書」へ掛金収納書を貼り付けて工事担当者に提出してください。
8	添付書類の取扱い	担当者の受付印を受領して契約書に添付していた建設リサイクル法に関する書類はどのようにしたらよいのでしょうか？	建設リサイクル法に関する書類を工事担当者へメールで提出し確認を受けた後、契約書類一式に添付し行政課契約検査係へ提出してください。
9	添付書類の取扱い	契約書に綴っていた「仲裁合意書」はどのようにすればよいのでしょうか？	契約書一式とは別に「仲裁合意書」を行政課契約検査係へメールで提出してください。

10	電子契約システム操作	電子契約を利用する際に、パソコン等にソフトをインストールする必要はありますか？	電子契約システムを利用するに当たり、インターネットに接続できる環境と、契約事務にお使いいただけるメールアドレスがあればご利用いただけます。専用のソフトウェアや電子証明書（ICカード等）は不要です。
11	契約書作成	アップロードする契約書一式を受注者が作成しないといけないのでしょうか？	従来の紙契約の運用と同様に、電子契約であっても受注者の皆様に一定の作業の御負担をお願いしたいと考えております。
12	契約書作成	作成する契約書一式はPPIからダウンロードしたものを使用するのでしょうか？それとも、落札後発注者からいただけるのでしょうか？	受注者側でPPIからダウンロードをお願いいたします。
13	電子契約システム操作	電子契約を利用するに当たり、電子契約システムに事前登録（アカウント作成）をする必要がありますか？	利用に当たり、事前登録（アカウント作成）は必要ありません。
14	電子契約システム操作	締結済みの電子契約書を紛失した場合、再ダウンロードはできますか？	両者の電子署名が完了すると、「電子署名完了のお知らせ」メールが届きます。署名完了から14日以内であれば、メールに記載されているURLから締結済みの電子契約書（PDF）が何回でもダウンロードが可能です。この期間に忘れずにダウンロードを行ってください。 もし、「電子署名完了のお知らせ」メール自体を紛失した場合や14日の有効期限後に締結済みの電子契約書をダウンロードする必要がある場合は、行政課契約検査係までご連絡ください。
15	電子契約システム操作	電子契約締結証明書とは何ですか？	電子契約書を紙で出力し、提出する必要がある際等にご活用いただけます。 締結した契約の ・文書名 ・契約締結日時 ・署名者の情報 等が記載されており、電子契約書と合わせることで当該契約がいつ・誰と取り交わされたものかを確認することができます。
16	電子契約システム操作	アカウントを登録しないと、契約書のダウンロードや電子契約締結証明書の閲覧等ができませんか？	電子契約書のダウンロードはアカウントがなくても可能ですが、電子契約締結証明書をダウンロードしたい場合はアカウントの作成が必要です。

17	電子契約システム操作	電子契約締結証明書をダウンロードするにはどうすれば良いですか？	電子契約にて契約締結をした案件の電子契約締結証明書をダウンロードするにはGMOサインのアカウントの作成が必要となります。 無料アカウントの作成は署名完了後の画面、もしくはお申し込みフォームから作成が可能です。 なお、締結済の電子契約書とアカウントの紐づけ登録は署名完了から30日以内にアカウントを作成いただいた場合に限りしますので、ご注意ください。 アカウントの作成を行わなかった場合には、電子契約締結証明書をダウンロードすることが出来ませんので、電子契約締結証明書が必要な場合は行政課契約検査係へお問い合わせください。
18	契約書の取り扱い	GMOサインのクラウド上に保管されている電子契約書のデータは原本で、紙に打ち出した場合は控えになると思いますが、PDFのまま自社PCなどに保管していれば原本となるのでしょうか？	御認識のとおりです。
19	契約書の取り扱い	ダウンロードした電子契約書（PDF）のファイル名を変更しても問題ないでしょうか？	電子契約書（PDF）のファイル名を変更することは可能です。ファイル名を変更しても、電子署名の情報は変更されません。ただし、PDF編集ソフト等で電子契約書（PDF）の内容を変更すると、電子署名が無効となってしまいますので、絶対に行わないようにお願いします。
20	契約書の取り扱い	電子契約書（PDF）にPDF編集ソフト等で補記したいが、可能でしょうか？	PDF編集ソフト等で電子契約書（PDF）の内容を変更すると、電子署名が無効となってしまいますので、絶対に行わないようにお願いします。
21	契約書の取り扱い	電子契約システムにて契約を締結後、電子契約書は印刷して保管をする必要はありますか？	締結完了後の電子契約書をシステムからダウンロードもしくは無料のアカウントを作成し、アカウント内で保存を行っている場合には、契約データを紙で保管する必要はありません。 なお、電子契約システムにて締結を行った電子契約はあくまでも「データが原本」という取扱となります（紙で印刷したものは『写し』となります）ので、電子帳簿保存法に基づき、必ずデータでの保存をお願いします。
22	費用負担	電子契約システムを利用するのに料金はかかりますか？	利用料は不要です。 ※インターネット回線を使用しますので、別途データ通信料が必要です。

23	費用負担	電子契約の場合、収入印紙はどうしたらよいですか？	電子契約にて取り交わした電子契約書（契約内容を記録した電磁的記録電磁的記録）は印紙税の課税対象外であるため、収入印紙の貼付は不要です。 建設工事の請負契約書は印紙税額が大きく、事業者の皆さまの負担軽減効果が期待できます。
----	------	--------------------------	---